

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による葬祭料の支給に関する処分及び同月○日付けで請求人に対してした遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、○年○月には「取締役兼営業本部長」、○年○月には「常務取締役兼営業ライン統括」にそれぞれ就任し、同年○月からは、同社「常務取締役兼統括」等として、主としてCとDにおける会社各店舗の指導業務に従事していた。
- 2 被災者は、同年○月○日、自宅において縊頸により自殺を図り、E医療機関に搬送されたが、同医療機関で死亡した。死体検案書には、直接死因「縊死」、死因の種類「自殺」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円とし、これらを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

本件処分における給付基礎日額を〇円として算定したことが妥当であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 一般に、管理監督者には労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しない旨定める労働基準法（以下「労基法」という。）第41条第2号の趣旨は、管理監督者が重要な職務と責任を有し、労働条件の決定その他労務管理等について経営者と一体的な立場にあるため、同法の定める労働時間規制を超えて活動することが要請され、かつ、自己の労働時間について自由裁量を有する上、その地位にふさわしい処遇を受けているため、厳格な労働時間規制をしなくても保護に欠けることにはならない、という点にあるものと解される。

(2) そこで、本件について検討すると、以下のとおりである。

ア 被災者は、上記のとおり、〇年〇月に会社取締役、〇年〇月には会社常務取締役就任していることが認められる。

この点、会社は、取締役会設置会社であって、被災者は取締役又は常務取締役として取締役会に出席していたところ、会社代表取締役であるFは、「全ての経営事項を取締役会で話し合っ決めて」と申述し、会社取締役Gも最終的な決定権者は社長であるが、要旨「取締役会に出席しているメンバー全てが議案の決定に関わって」と申述している。

また、営業本部長又は営業ライン統括を役員と兼務していた被災者は、営業会議に出席しているところ、H事業部長は当該会議について「メニュー変更、価格改定」といった会社全体の経営方針に関する事項を議論するとともに、店舗の売上げや利益の状況等を確認の上、改善対策を議論していたと申述している。

そうすると、被災者が法人の経営方針の作成及び遂行に深く関与していたことが認められる。

イ また、被災者は、①法人の売上げの1割とはいえ、法人の1部門であるI部門の経営方針の策定に関する権限を与えられており、更には、②担当するDエリアの正規社員の配置、③担当エリアのアルバイトの時給の決定、④担当エリアのアルバイトの採用の権限を有していたことが認められる。

さらに、被災者は、DエリアとC中心エリアを担当していたところ、Dエリアの店舗〇とC中心エリアの店舗〇の合計は〇となり、被災者は法人全体の店舗の約3割を担当していたことが認められる。

ウ 以上の事実に鑑みると、被災者は、会社における重要な職務内容、責任及び権限を有していたと認められるものであって、労務管理において経営者と一体的な立場において業務に従事していたと認めることができる。

エ 被災者は、始業・終業の時刻は管理されておらず、また、日々の就業場所は被災者自身が決定できたと認められることから、自己の労働時間の管理についても自由な裁量を有していたと認めることができる。

なお、請求人は、被災者は一般社員と同様の所定労働日、所定労働時間に基づいて勤務していたと主張するが、被災者は、店舗の売上げの維持・改善に責任を有する立場にあったことから、当該業務を遂行するにふさわしい時間帯に勤務し、自己の裁量で労働時間を管理していたものと考えられるので、その主張は採用できない。

オ 請求人は、被災者の賃金額が管理監督者にふさわしい待遇とはいえない旨主張するが、取締役就任後報酬が約〇万円から〇万円へと増額されていることを踏まえると、被災者の賃金額をもって直ちに管理監督者にふさわしくない待遇とまでは認められないので、請求人の主張は採用できない。

カ 以上の事実や金融機関についてはあるが取締役等役員を兼務する労働者は管理監督者に当たるとされていること（昭和52年2月28日付け基発第105号）を総合的に勘案すれば、被災者が労基法第41条第2号所定の管理監督者に該当することは明らかである。

(3) 請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(4) 以上のとおりであるから、被災者の平均賃金の算定には誤りはなく、これに相

当する額を給付基礎日額として監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。